

【第1条】 目的

- 1 本スクールは、「名古屋グランパスサッカースクール」と称し、株式会社名古屋グランパスエイト（以下、「当社」という）が育成普及活動の一環として開校するものです。
- 2 本スクールは、担当コーチ制による一貫した指導により、サッカー技術の向上及び普及に努めると共に、サッカーを通じてスポーツへの正しい理解を深め、子供たちの健全な心身の育成や大人スクール生の健康の増進を図ることを通じて、地域社会のスポーツ振興に寄与することを目的とします。

【第2条】 主催および共催運営

みよしスクールは、主催を当社とし、共催運営を「みよし市サッカー連盟」が行います。
みよしスクール以外のスクールは、主催を当社とします。

【第3条】 会員

- 1 会員になろうとする者は、第1条の目的に賛同していただいたうえ、本規約が本スクールと会員との会員契約の内容になることを承諾する旨の入会申込書の提出等、事務局所定の手続きをとるものとします。
- 2 会員契約は、本スクールが前項の入会申込を承諾してその旨を通知したときに成立するものとします。なお、利用開始日は別に定めます。
- 3 本スクールの会員たる地位は一身専属のものであり、他の方に譲渡できず、他の方が相続することもできません。

【第4条】 会員資格

- 1 本スクールの会員は、以下の項目すべてを満たすことが必要です。
 - ① 医師等により運動を禁じられていないなど本スクールへの参加に支障がない旨を事務局に申告いただくこと（なお、事務局が診断書の提出を求めた場合は遅滞なく提出していただきます）
 - ② 他の会員に伝染するまたは感染するおそれのある疾病を有しないことを事務局に申告いただくこと
 - ③ 本規約に同意いただくこと
 - ④ 未成年の方は親権者の同意があること
 - ⑤ 反社会的勢力（「暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律」に定義する暴力団ならびにその関係団体をいう）の組員、構成員もしくは関係者に該当しないこと
 - ⑥ その他事務局において、会員としてふさわしくないと判断した者でないこと
- 2 未成年の会員またはその親権者が以下のいずれかに該当し、本スクールの会員または会員の親権者として不適切であると事務局が認めた場合は会員は会員資格を喪失し退会とします。
 - ① 本スクールが使用する敷地および施設内の設備または備品を適切に使用せず、破損・汚損した場合または無断で持ち出した場合
 - ② 勧誘、セールス、政治活動およびその他類似する行為があった場合
 - ③ 本スクールの名誉を傷つける行為または秩序を乱す行為を行った場合
 - ④ 他の会員および選任（担当）コーチ、会員または本スクールを誹謗中傷し、または本スクールの開催中に暴力行為、示威的行動またはその他の迷惑行為を行った場合（スクールの開催前または開催後であっても時間的または場所的に近接して本スクールの準備または後片付中とみられる場合を含むものとします）
 - ⑤ 正当な理由なく、面談、電話、電子メール、SNS その他の方法で選任（担当）コーチまたは本スクールに迷惑を及ぼす行為を行った場合。
 - ⑥ その他、本スクールが不適切であると判断した行為を行った場合。

【第5条】 会費

- 1 会員は、事務局が別途定めるところに従って入会金、年会費および月会費（以下、これらを総称して「会費」という）を事務局が定める方法により納入することとします。
- 2 入会金は、入会初年度のみ徴収します。
- 3 年会費は、毎年4月に当年度分を支払っていただきます。但し、新規会員の年会費は、入会金と共に支払っていただくものとします。
- 4 月会費は、第8条第2項に定めにより徴収を停止するまでは、本スクールへの参加の有無に関わらず支払っていただくものとします。
- 5 一度入金された会費は、法令の定めまたは下記の事由がある場合を除き、返金しません。
 - ① 会員の死亡、疾病その他のスクールへの参加が不可能もしくは著しく困難な事情が生じた場合
 - ② 入会申込書提出後、会員資格に基づき本スクールに参加する前に退会を申し出た場合
- 6 前項の定めに基づき、解約をお申入れの際にはお申入れの事情により、医師の診断書等解約事由のあることを証明する資料の提出をお願いする場合があります。
- 7 前2項にかかわらず、法令の定めにより入会無効・取消し・解除となる場合は、当該法令の定めるところにより取り扱うものとします。
- 8 各種スクール行事（サマーキャンプ、合宿および遠征等）の参加費他の費用は、毎月6日に当月分を徴収するものとします。但し、6日が祝休日の場合は、翌営業日に徴収するものとする。尚、各種スクール行事の開催時期によっては、この限りではありません。

【第6条】 活動期間

- 1 本スクールの活動期間は、原則として毎年4月から翌年3月までの1年間とします。
- 2 雨天代替については、活動期間内において3日を目安に設けることとしますが、その決定及び日程調整は本スクールに一任するものとします。
- 3 利用開始は、原則として、第3条2項の定めに基づき会員になった日の属する月の翌月からとします。
- 4 第1項に定める年度途中の入会も認められますが、入会金・年会費は月割等の調整をしません。また、月会費は利用開始月から発生するものとします。

【第7条】 怪我、事故等の諸注意と保険の加入

- 1 本スクールは、スクールの開催に際し、会員が安全に活動いただけるよう十分に配慮するものとします。
- 2 会員は、運動及びスポーツがその性質上少なからず危険を伴うものであることを認識し、ご自身の体調や状況を踏まえて、自己や他の会員の怪我、事故等を回避するよう注意するものとします。
- 3 会員は、担当コーチから怪我、事故等の回避のための指示、要請を受けたときは、直ちにそれに従うものとします。
- 4 会員が練習時または試合時に負傷した場合、本スクールで応急処置を施します。ただし、その後の治療、入院、通院等については会員本人またはその親権者が責任を持って行うものとし、本スクールは一切責任を負わないものとします。
- 5 会員は、入会と同時にスポーツ傷害保険に加入し、加入手続きはすべて事務局が行うものとします。なお、保険料は年会費にて充当し、保険期間は毎年4月1日から翌年3月31日までとします。
- 6 傷害事故等における補償責任は、加入する保険会社の約款に従うものとし、当該保険の補償を超える部分については、会員本人またはその親権者が負担するものとします。

【第8条】 退会・休会

- 1 会員が退会または休会しようとする場合、退会または休会希望の前月15日までに所定の用紙に必要事項を記入し、担当コーチまたは事務局へ届け出るものとします。
- 2 月会費は、前項の届出日の属する月の翌月より徴収を停止し、当月15日以降に届出がなされた場合は、翌々月の月会費より徴収を停止します。

【第9条】 会員心得

会員は、下記の各号を厳守し、本スクールの一員として自覚と責任を持った行動しなければならない。

- ① ピッチ（グラウンド）内ではコーチの指示に従い、ルールを守ってプレーし、また全員で協力し常にスポーツマンらしい行動をする。
- ② ピッチ（グラウンド）外においても社会のルールやマナーを守る。
- ③ フェアプレーを遵守し、リスペクト（全ての人や物を大切に思う事）を常に意識する。

【第10条】 会員資格の喪失は停止

会員が以下に定める各号に該当する場合は、会員資格を喪失または停止するものとします。この場合、納入済みの会費は第5条に準じて扱うものとします。

- ① 第4条第1項に定める入会資格を充足しないことが判明した場合
- ② 第4条第2項に定めている各号いずれかに違反した場合
- ③ 集団感染するおそれのある疾病を有することが判明した場合
- ④ 法令または本規約その他本スクールの定める諸規則違反した場合
- ⑤ 会員から退会の申し出があり、事務局が退会を承認した場合
- ⑥ 支払い方法の設定が確認できない場合
- ⑦ 会費を2ヶ月連続滞納し、本スクールより請求があっても完済しない場合
- ⑧ その他、本スクールが会員としてふさわしくないと認め、会員資格喪失または停止が必要と認めた場合

【第11条】 免責

- 1 会員が本スクールに参加中に、盗難、傷害、ピッチ（グラウンド）外での事故およびその他の事故で受けた損害に対して、本スクールは、本スクールに故意または過失がある場合を除き、当該損害に対する責任を負いません。
- 2 会員同士の間には生じた係争やトラブルについても、本スクールは、本スクールに故意または過失がある場合を除き、一切関与せず、責任を負いません。

【第12条】 持込物に関する責任

- 1 本スクールは、本スクールが使用する敷地および施設に会員が持ち込んだ物を預りません。会員は、持込物について自己の責任をもって管理するものとします。
- 2 本スクールは、故意または過失がない限り、本スクールが使用する敷地及び施設に会員が持ち込んだ物の滅失または毀損について賠償する責任を負いません。

【第13条】 休業および閉鎖

- 1 .本スクールは、次の各号のいずれかにより、開催することが困難または開催すべきでないと判断するときは、本スクールの全部または一部を臨時休業または閉鎖することができます。
 - ① 天災地変、気象災害、地震またはその他不可抗力があった場合、またはそのおそれがある場合
 - ② 法令、行政指導、社会情勢の著しい変化、その他やむをえない事由が発生した場合
 - ③ 本スクールが使用する敷地または施設の改造、増改築、修繕、整備または点検を要する場合
 - ④ その他本スクールが必要と判断した場合
- 2 取得前項の場合、法令の定めまたは本スクールの判断により会費の返金、減免その他の対応を取ることがあります。

【第14条】 個人情報の取扱い

- 1 会員の個人情報は、当社が別途定める「プライバシーポリシー」にしたがって取得、利用・管理します。
プライバシーポリシー： <https://nagoya-grampus.jp/privacypolicy/>
- 2 会員は、入会に際し、プライバシーポリシーの内容を確認のうえ、同意するものとします。
- 3 会員が本スクールに参加中に事故、怪我等をされた場合、必要な範囲でご家族、会社等の所属組織および病院その他の医療関係者に開示することができるものとします。

【第15条】 届出内容変更手続

- 1 会員は、入会申込書に記載した内容その他事務局に届け出た内容が正確であることを保証します。本スクールは、当該情報が不正確であることによって会員または第三者に生じる損害について一切責任を負いません。
- 2 会員は、入会申込書に記載した内容その他事務局に届け出た内容に変更があったときは、速やかに変更手続を行うものとします。
- 3 本スクールより会員に通知する場合は、会員から届出されている連絡先に宛てた通知の発送をもって通知したものとします。なお、会員が前項の届出を怠るなど会員の責めに帰すべき事由により本スクールからの通知が延着しまたは届かなかった場合には、通常到達すべきときに本スクールからの通知があったものとします。

【第16条】 その他

- 1 本スクールは、以下の場合に、本スクールの裁量により、本規約を改正することができます。
 - ① 本規約の変更が、会員の一般の利益に適合するとき
 - ② 本規約の変更が、契約をした目的に反せずかつ変更の必要性、変更後の内容の相当性、変更の内容その他の変更に係る事情に照らして合理的なものであるとき
- 2 本スクールは前項による本規約の変更にあたり、変更後の規約の効力発生日の1ヶ月前までに、規約を変更する旨及び変更後の規約の内容とその効力発生日を本スクール公式HP (<https://nagoya-grampus.jp/school/>) に掲示し、または会員に電子メールで通知します。
- 3 変更後の規約の効力発生日以降に会員が本スクールに参加したときは、会員は、本規約の変更同意したもののみなします。
- 4 本スクールは、本規約に定めない事項について、細則を定めることができるものとします。
- 5 本スクールが会員に対して行う告知およびご連絡は、スクール生会員システム（ピクロ）での連絡を原則とします。なお、本スクールは告知およびご連絡の内容、性質に応じて、会員への郵送、電子メール、本スクール内での配布物の配布、口頭でのお声掛けなど本スクールがその都度判断する方法により、告知及びご連絡を行うものとします。

《個人情報の取扱いについて》

本スクールでは、皆様の個人情報保護のための管理体制を確立するとともに、確実な個人情報保護の実現のため、個人情報保護関連法令、当社が別途定める「プライバシーポリシー」およびその他の規範を遵守し、適切かつ慎重に取扱います。また、ご提供いただいた個人情報について、下記目的の範囲内において利用するものとします。

1 本サービスをご提供するため

① サッカースクールの運営

- ・大会エントリー（選手氏名・背番号・ポジション・登録番号等）
- ・サッカー協会登録（氏名・年齢・学校名等）
- ・スポーツ傷害保険加入・申請手続き
- ・会費等の預金口座振替手続き
- ・スクール生の怪我等、公的機関（病院等）への保護者連絡先の通知

2 本サービスに関するご連絡（以下を含みます）を行うため

- ① 本サービスの利用やお支払などのご案内
- ② 新しい商品・サービスや本サービスに関するイベントのご案内
- ③ お問い合わせに対する確認や回答

3 本サービスの代金等の決済を行うため

4 本サービスの利用状況や満足度などを調査・分析するため

5 本サービスの内容を改善し、新しい商品やサービスを開発するため

6 本サービスに関連するトラブルを解決するため

7 当社が主催、主管する試合やイベント、グランパスファンクラブに関する情報のお知らせ

8 当社が主催、主管する試合やイベント等のチケット販売・招待

9 当社がお知らせしたその他の目的のため

【写真の取扱い】

当社の広報活動やイベント写真の販売でスクール生の写真を使用・公開することがありますので、ご了解下さい。上記以外の利用については、該当されるスクール会員に確認し、同意を得た上で対応致します。

個人情報の提供は任意ですが、提供いただけない場合は上記の業務に支障をきたすため、スクールでの活動が困難となる事があります。

株式会社名古屋グランパスエイト サッカースクール事務局（☎0561-36-4455）は、会員ご本人またはその親権者から、その個人情報の開示・訂正・追加・削除・利用停止・消去の請求があった場合、ご本人であることを確認の上、遅滞なくこれに応じるものとします。

【個人情報保護管理責任者 経営サポート部 松崎浩（☎0565-79-8880）】